

養父市農業委員会

第33回会議録

令和4年6月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第33回会議録

1. 開催日時 令和4年6月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第109号 農用地利用集積計画の承認について

議案第110号 非農地証明交付申請の承認について

議案第111号 空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について

議案第112号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告④ 農地の使用貸借の解約通知について

協議事項

令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見提案について

4. 出席農業委員（12名）

1番 秋山博 2番 山根達夫 3番 藤原義幸 5番 大谷忠雄

6番 奥藤雅行 7番 前川章 8番 谷垣重俊 9番 西谷眞一

10番 北本健一郎 11番 坂本秀夫 12番 西谷英樹 13番 圓山満

5. 欠席農業委員（1名）

4番 寺尾稔

6. 出席推進委員（8名）

15番 内田重雄 17番 藤原隆弘 18番 鷹野孝一 19番 安達繁

20番 栗田匡晃 21番 林田雅美 23番 森脇耕助 25番 藤原健次

7. 欠席推進委員（4名）

14番 小林誠 16番 木下計介 22番 上垣美由紀 24番 井上勝雄

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

副主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、時間となりましたので、始めさせていただきます。
ただいまより第33回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。連日暑い日が続いております。午前中の現地調査のほうご苦労さまでした。農作業等につきましては、皆さん、大変お忙しい中であると思いますが熱中症に注意するようにお願いします。田植のほうもほぼ終わっているかなと思いますけど、まだ植えてない田んぼもあるようですが、既に植わっているところの田んぼを見てみますと、随分と苗も大きくなってきておって、これも天候のおかげかなと思ったりいたしますけれども、皆さん方には、大変本当に公私ともにお忙しいところ、今日は総会に御出席をいただきましてありがとうございました。

今日は、市長への提案ということで、それについても御審議をいただいたり、また、農業委員会だよりのほうも提出をさせていただくということになっておりますので、今日、議題がたくさんありますが、一つよろしく願いをいたします。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について御報告いたします。本日の出席は、農業委員13人中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員は、8名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

以後の総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長をお願いをいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、9番の西谷眞一農業委員と10番の北本農業委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第109号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第109号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和4年7月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が19,621平方メートル、19筆、畑はありません。利用権の設定を受ける戸数は14戸、設定する戸数は11戸となっています。

次に、設定する権利の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が15筆、15,131平方メートル、うち新規が5筆、6,154平方メートル、再設定が10筆、8,977平方メートル。賃借権が4筆、4,490平方メートル、うち新規が2筆、2,042平方メートル、再設定が2筆、2,448平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと1年契約が2筆、3,055平方メートル、2年契約が5筆、3,869平方メートル、3年契約が1筆、1,005平方メートル、4年契約が2筆、2,206平方メートル、5年契約が6筆、7,200平方メートル、10年契約が3筆、2,286平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。また、番号14番が農地所有適格法人によるものとなっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第109号を採決いたします。
本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第110号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 7ページです。議案第110号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、広谷の土地1筆で、面積が103平方メートルです。所有者は、明石市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成元年頃から送電用の鉄塔用地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、11ページから15ページとなっております。

2番、上野の土地1筆で、面積が148平方メートルです。所有者は、八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成3年に取得した当時より、雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、16ページから20ページとなっております。

8ページを御覧ください。3番、上野の土地6筆で、面積が2,796平方メートルです。所有者は八鹿町八鹿の有限会社で、非農地の事由としましては、申

請の土地は、平成3年に取得した当時より、雑種地化・原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、21ページから27ページとなっております。

4番、船谷の土地1筆で、面積が149平方メートルです。所有者は、美方郡香美町の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成3年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、28ページから32ページとなっております。

9ページを御覧ください。5番、大屋町大屋市場の土地2筆で、面積が343平方メートルです。所有者は、大屋町大屋市場の方で、非農地の事由としましては、昭和60年頃から宅地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、33ページから38ページとなっております。

6番、八鹿町八木の土地2筆で、面積が397平方メートルです。所有者は、八鹿町八木の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成9年頃から宅地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、39ページから45ページとなっております。

10ページを御覧ください。7番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が405平方メートルです。所有者は、八鹿町八木の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成9年頃から宅地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、46ページから50ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の広谷の件について、担当農業委員より説明を求めます。

13番、圓山農業委員。

圓山委員： 圓山です。よろしくお願ひします。

11ページを御覧ください。これは白黒の図面になっておりますが、文字が入っているので分かりやすいと思います。地域局と今工事をしております軽部橋があります交差点のところに、赤い三角のマークで入っているのがその土地です。12ページの航空写真で見ただけでも、向きが少し変わるんですが、分かりやすいかと思います。この三角の土地には、携帯電話の基地局が建っております。三十年前というか、かなり前に届出をされて建てられたようです。今回、所有権を移転するために分筆して、売買するために地目を確認すると、田になっていたのが、今回、新たに非農地証明を申請されたようです。この周辺の農地自体は水田だったんですが、ほとんどが今、畑になっております。この三角の土地の周辺にも水路があるんですが、現在、水は引き込まれていませんでした。そして、この土地も本当に携帯基地局になっておりますので、現況の

まま田んぼに戻すということは不可能ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしくお願ひいたします。今朝ほど現地の確認をさせていただきます。ただいま、担当委員の方が言われたとおりなんですけれども、農業継続も遠方に出られたということで困難な状況であり、また、見ていただいたとおり、不整地ということで不便さもあるため、今回の現況地目への申請に至ったように思われます。考慮された結果かと思われますので、問題ないと思われます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。今朝ほど現地確認に行かせていただきました。結果は、先ほど圓山委員や秋山委員の御報告があったとおり、全くそのとおりだと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第110号の1番を採決いたします。
本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号2番及び3番は、同じ場所に関連がありますので、一括して提案をさせてもらってよろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ありがとうございます。異議なしですので、番号2番と3番の上野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

圓山委員： 13番、圓山です。よろしくお願ひします。
17ページを御覧ください。国道9号線沿い、東上野の集落への入り口の道路等に挟まれた場所に申請の土地はあります。茶色で屋根が塗られているのは市

営住宅です。右側のほうが和田山、左に下って行って、八鹿大屋方面というところにあります。国道から見てもこの辺りというのは、ススキが生えてる、本当にここに農地があるのかなというようなところなんですけど、20ページの始末書にも書いてありますとおり、申請者の方が取得されてからあまりしっかりと確認、管理をされていないというのは伝わってきております。ただ、そういうことを鑑みましても、この土地が実際問題として農地として再生できるかということになりますと、19ページの写真と、それともう一枚、26ページの写真も見ていただきたいのですが、この土地が果たしてどういうことでこのような荒れた土地に、丘のようなものにもなっているんですけど、これが買ったときからだったということなんで、にわかには信じられない姿なんですけど、もう非農地であるとしか言いようのない土地であります。審議のほうをよろしく願います。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。午前中に見させてもらいました。地元委員の言われたとおりに、1270-3ですか、1271-1、これは先ほどの写真にありましたように、ススキが生えて足元もしっかりして、もう踏み固められた土地でした。そして、もう一つのほうの4筆のほうですか、それも田になってましたけど、登記簿は。とんでもないような、何ていうんですか、雑種地というか、26ページの写真です、ね、見てもらったらよく分かると思うんですけども、こういう状態でした。非農地というのも当然かと思われま。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。先ほど、圓山委員、山根委員の御説明どおりであります。こちらからは意見も何もありませんので、よろしく願います。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。土地の名義は、有限会社ですか。これまでの経過か何かないんですかね。

事務局： 名義は有限会社です。競売というところと、売買というところなので、ちょっと経過は、平成3年とかもう30年ほど前の話なので、県にも確認したんです

が、残っている書類はありませんでしたので、もう非農地ということで申請を上げてもらったものです。

大谷委員： 当時の農業委員会が、それで通したということですかね。

事務局： こういう不動産業者の名義になっているということは、農地法の5条の手続を踏まれたものというふうに考えられるわけです。ということは、転用申請をされて、最終的に完成しなかったというような状況が見受けられるわけなんですけども、そういったような状況でも、非農地証明は出せるのかどうかというのは、県に確認したところ、県の見解では20年以上たっているもので、もう農地か非農地でないかという判断において決定してもらったら結構ですという回答をいただいております。

議長： よろしいですか。ほかにはありませんか。

(質 疑 な し)

議長： では、質疑なしと認め、議案第110号の2番及び3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号4番の船谷の件について、担当農業委員より説明を求めます。

北本委員： 10番、北本です。今朝ほど確認を頂戴、現地確認、担当者には確認いただいておりますが、31ページを見ていただけますでしょうか。現況写真ということでございます。この地域が、平成3年に耕地整理がありまして、それ以降、この田んぼは地区外の雑種地でそのままの現況になっております。また、この土地が、31ページの左端のほうに、橋があるんですが、橋を渡って下向きに田んぼがございまして、そちらのほうに行く水路が、土地の中に入り込んでいるような状況になっております。しかし、この現況が30年近く放置されたようです。申請どおりの内容になるかどうかこのように思っております。ひとつ御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原です。先ほど、現地委員の申されたとおりになんですけども、31ページの写真、下のほうに格子状になっているのはグレーチングです。これが先ほど委員が言われた水路になって、橋を渡って、下の耕地に渡っている水路なんですけども、大水が出た場合に、このグレーチングが埋まってしまうぐらいな土砂が流れてくるらしいです。その土砂をすくってあげて、この申請地に上げておられました。それで、たくさんたまっていましたし、これを農地に戻せというのもちょっと酷なような気がしますし、この水路の掃除をするのが大変みたいなんですわ。そういう事情があるそうなので、これは雑種地として認めざるを得ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。
17番、藤原隆弘推進委員。

藤原隆弘推進委員： 17番、藤原隆弘です。今朝、見てきましたけども、農業委員さんの説明のとおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第110号の4番を採決いたします。
本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の大屋市場の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。33ページを見ていただけますでしょうか。付近見取図がありますけれども、対象の場所は、大屋町の大屋市場というところでして、この33ページの図の上のほうに信号のマークがついています。この信号のマークの上側に来ますと、大屋中学校の近くに来ます。信号を左側に進んで行きますと、若杉のスキー場のほうに行くというそういうところ辺です。ちなみに、この対

若杉のスキー場のほうに行くというそういうところ辺です。ちなみに、この対象の近くには大屋地域局がございます。非常に入り組んだ住宅地のところですよ。今回、この申請場所は、45-2と59-4のほとんどが住宅地になっております。

34ページを見ていただけますでしょうか。34ページの45-2が、写真の真ん中下辺りにあります。御覧のとおり、一部庭のようなところもございますけれども、大半が家屋になっております。今回、ここの古い家屋を取り壊して、新しく家を建てるという手続を踏んでいる中で、実は地目は農地であったということが判明しまして、申請者自身も38ページにありますように、始末書を添付しております。

38ページを見ていただけますでしょうか。38ページの上から3行目、現在、土地の大部分が家屋であり、約35年前から農地の上に建っている家屋で生活しておりと書いていますけれども、この申請者の御年齢が35歳ということで、実際にはもっとも前からここに建っていた。ただ、いつから建っているかは分からない。住んでいる年齢は35やから35と書いていただけであって、気の毒にもこの方は始末書を書いたというような内容になっております。ほとんどが家屋でありまして、とても農地に戻せる状況ではございませんので、それを踏まえた上で御審議のほうよろしくお願いたします。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。
1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしくお願いたします。午前中に現地の確認をさせていただきました。今、担当委員の方が詳しい説明をされたとおりで、30年以上前から居住されております。現地を見た感じでは、59-4番地、それから45-2番地の周り付近には、もう木や雑草が生い茂っております。もちろん居住もされとるんですけども、その付近も周りも雑草が生えている状態から見て、やはり農地として再生は難しいかなと思われま。また、宅地課税によって納税もされております。現況地目への変更は妥当かと思われま。ので、よろしくお願いたします。

議長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。
21番、林田推進委員。

林田推進委員： 21番、林田です。今、前川委員、秋山委員が言われたとおりで、僕も見に行って、現況はもうほぼ家が建って、本人に聞きますと、ひいおじいちゃんの頃に牛を飼ったんかなというような話がありました。よろしくお願いたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第110号の5番を採決いたします。
本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号6番及び7番は同じ場所で関連がありますので、一括して提案させてもらってよろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。異議なしという声がありましたので、番号6番、7番の八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。午前中は御苦労さまでした。現地を見ていただきました。

まず、それでは関連ページですけれども、39ページから45ページ、これが1枚目の案件。2枚目が、46ページから50ページになります。後で説明しますが、登記名義の関係で、申請は今回この2部提出となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、39ページを御覧いただきたいと思ひます。申請場所になりますけれども、下の線からが9号線の畑ケ中バス停より、八鹿側へ約10メートルほど下がったところから、上向きに区内に入る道があります。区内の1号線というわけなんですけれども、この道を約50メートルほど登っていただきますと、右手山側にこの赤線でマークがありますけれども、右手山側に築地が積まれた場所が見えてまいります。ここが申請地になります。

43ページを御覧いただきましたら、今回の申請は、申請個人名義が2筆、616-1番と、それから639-1が、これが個人名義の土地です。

続いて、49ページの申請が、これが申請共同名義になります。これが1筆、640-2であります。この2つを見ていただいて、48ページの字限図を見ていただくと分かりますんですけれども、隣接圃場というわけでございます。ということで、先ほども事務局から説明がありましたが、一圃場として一括報告をさせていただきます。

申請地に関しては、平成9年に亡き父が計画され、平成18年、闘病後亡くなり、今回の土地を現申請者が相続されたわけです。農地のままだということを知らずに、長い間作業機械また資材置場として長年利用しておられ、碎石等も

混じり、それから圃場もかなり硬く、押し固められているような状況にあります。農地への復旧はちょっと難しいかなと思われます。また、今後は我が家で商売をされとる関係で、後継者の居宅として建築も考慮されているようでお話をされておられました。今回、そういうことで現況にあった地目にしたいということで、この申請に至ったということになります。また、隣接地には住宅が立ち並ぶ中の農地ということで、他の農地への水利、それから日照等の問題もないものと思われます。それから、地域への同意書も取られ、顛末書書も提出されております。御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。午前中、一緒なんですけれども、先ほどの地元委員の方と一緒に見させてもらいました。申し上げたとおりです。地目は畑になっておりますが、現況はもう雑種地と言っていますけども、ほとんど宅地に近かったような感じで見させてもらいました。非農地で結構だと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。午前中に現地確認をしてまいりました。きれいに何か家を建てるような状態になっていましたので、築地なんかもしっかりと積んでありました。ここは農地に戻すようなことは、多分もう無理だと思いますので、今の宅地としたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。お尋ねしますが、平成9年頃に工事にかかったということですけども、その当時の農業委員会は何も指摘がなかったのでしょうかね。分かりましたら教えてください。当時の農業委員さんが見つけたら絶対止めると思うんです。その辺がどうだったか教えてほしいです。

事務局： すみません、旧八鹿町の農家台帳を見ても、ここは転用申請とか特に何も出てないようなところだったので、本当に気づかれずにここまで来てしまったのかなというところだと思います。

大谷委員：ほんなら無断転用で、農業委員もよう見てなかったと。現状は、こうになってしまったと。だから、現状を見て何とか非農地でお願いしたいということで。すね。です、はい、分かりましたです。ありがとうございました。

議長：ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議長：ないようですので、質疑なしと認め、議案第110号の6番、7番を採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長：ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第111号「空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：事務局からの説明をさせていただきます。議案第111号「空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について」です。

農地の取得できる下限面積を10アールから引き下げるものです。設定する区域が十二所の土地1筆になっております。地目が田で、面積が543平方メートルで、所有者は、大阪府城東区の方です。以上です。関連ページは、51ページから56ページです。

議長：事務局の説明が終わりました。

次に、1番の十二所の件について、担当農業委員の説明を求めます。

13番、圓山農業委員。

圓山委員：13番、圓山です。よろしくお願いします。

52ページを御覧ください。大屋川が水色で示されております。これは、ちょうど広谷区と十二所1区間の新しい堤防沿いのバイパスになります。その旧道側にこの空き家と対象農地は面しております。水色で細い線書かれているのは水路ですが、その間を横切るようにして通っているのが県道です。

54ページを御覧ください。周辺は田んぼがほとんど耕作されております。ソーラーパネルのついている屋根が隣接する資材置場、資材置場はほかの方のな

んですが、倉庫が建っております。その横に農地、55ページの上の写真ですが、赤線で囲まれた農地があります。現在は何も耕作されているものはないんですが、草が刈り込まれて、トラクターで耕せば普通に畑として使えるような状況に管理されております。よろしくをお願いします。

議 長： この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第111号の1番の十二所の件について採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第112号に入る前に、議題となっております土地改良事業の詳細について、市農地政策課の担当職員に出席願い、説明を求めています。暫時休憩し、その間に説明を受けることとします。それでは、暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

議 長： それでは、再開をします。

議案第112号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題といたします。事務局及び担当課職員の説明を求めます。

事務局： 失礼します。今回申出がありました土地改良事業は養父市大塚地区にて進められているもので、農地政策課が担当課となります。私が兼務して担当しておりますので、まず事業の概要、それから議案の説明をさせていただきます。

まず、大塚地区の概要ですけれども、大塚地区は県道物部藪崎線、通称右岸道路沿いにありまして、道の駅「やぶ」の東側に広がる農地です。大塚地区は大正12年に耕地整理されていますが、区画は1反と小さく、道路幅員も狭く、用排兼用の水路は経年劣化による漏水が顕著となっており、営農効率が悪い農地です。加えて年々離農者も増加しており、この状況を打開するため、地元では農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を決め、話し合いを進めました。令和3年5月31日に事業採択されております。

この事業では、従前農地15.4ヘクタール、道水路1.0ヘクタール、合計16.4

ヘクタールが対象となっております。整備により道水路が拡幅されるため、整備後の面積は、農地が14.9ヘクタール、道水路が1.5ヘクタールとなる予定です。用水は動力を必要としない自然圧のパイプラインで、排水は中央幹線をパイプラインにし、支線は開水路での施工を予定しております。総事業費は4億485万円、令和3年、4年の2か年で実施設計を行い、令和5年から7年度に工事を実施、令和8年度で補完工事と換地処分を行う予定となっております。

また、所有者は72名おられますが、事業要件上、全ての農地に中間管理権がついており、耕作者も少数に限られているため、土地改良法第3条における資格者が耕作者の15名となってしまっております。今後、土地改良区設立と円滑な運営のため、参加資格者を所有者にも変更する必要があるため、土地改良法第3条第1項第2号による参加資格者の変更の申出がありました。雑駁ではありますが、以上が事業の内容となります。

続きまして、議案の説明に移ります。57ページを御覧ください。議案第112号「土地改良事業参加資格交替の申出について」です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条に規定されており、同法第3条第1項第2号に、農用地にあっては所有権以外の権原を有する場合、耕作者、所有者からの申出が相当であり、農業委員会が承認した場合は所有者が資格を有することとなっております。

このたび、58ページから61ページに記載されております48名の方から参加資格を所有者へ変更する申出がありました。申出の理由は、新資格者が参加資格を有することで、土地改良区の適切な運営が行うことができ、土地改良事業の円滑な推進が図られるためとあり、相当な事由であることが考えられます。御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第112号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、追加議案の第113号「養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 追加議案の議案第113号のほうを御覧いただきたいと思います。「養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。このたびの農地利用最適化推進委員の選任の募集を行うに当たりまして、轟の地域の区域の変更のために提案をさせていただきますものです。

1ページめくっていただきまして、新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。現行轟地区は関宮地域の2にあるということなんですけども、これを関宮地域の3のほうに移動しますことによりまして、地域的にも出合校区、それから熊次校区は全て関宮地域の3に当たるということになりますので、この区域の変更により推進員の募集を行っていくということでございます。そのための議案の提案でございます。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第113号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次、報告事項に入ります。

報告①「農地法第5条第1項のただし書、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 62ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項のただし書、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」です。

届出番号1番、養父市大屋町門野の土地1筆、面積は161平方メートルのうち4.0平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市大屋町門野の方です。届出の目的は携帯基地局の設置です。

届出番号2番、養父市外野の土地1筆、面積は384平方メートルのうち4.0平方メートルです。借受人は届出番号1番と同じ株式会社、貸付人は養父市八鹿町八鹿の方です。届出の目的は携帯基地局の設置です。

届出番号1番の場所につきましては64ページを御覧ください。県道養父穴栗線を門野から明延方面に向かった道路沿いの山裾にある場所です。地図上では

緑色の塗り、白色の枠で記載しておるところが場所となります。67ページに図面が載せてあります。この場所に高さ14.77メートルの携帯基地局が設置されることとなっております。

届出番号2番につきましては68ページを御覧ください。県道関宮小代線から山手に入った道路沿いにあります。熊次駐在所の裏手になっている場所でございます。72ページに図面がございます。こちらは14.8メートルの携帯基地局のアンテナが設置されることとなっております。以上でございます。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。通信法か何かでこれはいいんですけども、現場がかまっていないとこなんかも見当たるんですわね。これはどこが管理するんですか。施工者がいろいろ世話、土地も含めて周辺なんかを整備するんですかね。きれいになってないようです、現地がね。お願いします。

事務局： 多分先月からたくさん出てきている案件で、現場が農地でない部分が多いと思います。現場の管理されるのはこちら、申請があつた4平方メートルのみが事業者、あとは地権者の管理になるんですけども、地権者が手入れすることは聞いておりませんので、現況のままになってしまうのかなと思っております。

大谷委員： また委員さん見られたらね、やっぱりきれいにしとかんと、周辺が非農地申請みたいなのが上がってくるようなことがありますんで、ひとつよろしく願います。以上です。

議長： ほかにありませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 事務局から説明いたします。73ページを御覧ください。報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、夏梅の土地1筆で、485平方メートルです。譲受人は八木の方で、譲渡人は三田市加茂の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請

日は4月27日、許可日が5月11日となっています。

2番、上箇の土地1筆で、2,259平方メートルです。譲受人は上箇の方で、譲渡人も上箇の方です。使用賃借権を設定する予定です。申請日が5月11日、許可日が6月2日となっています。

3番、関宮相地の土地1筆で、18平方メートルです。譲受人は関宮の方で、譲渡人は三田市けやき台の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月17日、許可日が5月30日となっています。

4番、大屋町中の土地3筆で、662平方メートルです。譲受人は神戸市西区の方で、譲渡人は奈良県葛城市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月17日、許可日が5月31日となっています。

5番、米里の土地1筆で、404平方メートルです。譲受人は関宮の方で、譲渡人は朝倉の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月20日、許可日が6月8日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 74ページを御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は三谷のほか合計3筆でありました。面積が672平方メートルです。申請人は三谷の方です。取得した日が令和4年5月20日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は別紙1のとおり、75ページになります。

2番、申請場所は下網場のほか合計5筆ありました。面積が1,979平方メートルです。申請人は下網場の方です。取得した日が令和4年5月12日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は別紙2のとおり、76ページになります。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告④「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 77ページを御覧ください。報告④「農地の使用貸借の解約通知について」です。

届出番号1番、餅耕地の土地2筆、合計面積は1,387平方メートル、貸人は養父市餅耕地の方、借人は養父市能座の株式会社です。合意解約年月日は令和4年5月31日、土地の引渡しは令和4年6月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用し、貸人の方が自作されます。

届出番号2番、建屋の土地2筆、合計面積は1,611平方メートル、貸人は宝塚市の方、借人は養父市建屋の方です。合意解約年月日は令和4年6月10日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後農地中間管理事業を活用されます。

届出番号3番、能座の土地3筆、合計面積は4,211平方メートル、貸人は朝来市の方、借人も朝来市の方です。合意解約年月日は令和4年5月20日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

番号4番、能座の土地1筆、面積は997平方メートル、貸人は養父市能座の方、借人は養父市建屋の方です。合意解約年月日は令和4年5月20日、土地の引渡しは同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

番号5番、上箇の土地1筆、206平方メートル、広谷の土地1筆、534平方メートル、合計740平方メートル、貸人は明石市の方、借人は養父市広谷の方です。合意解約年月日は令和4年5月10日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、所有権移転が予定されております。

番号6番、大屋町夏梅の土地1筆、面積は1,125平方メートル、貸人は三田市の方、借人は養父市大屋町夏梅の方です。解約年月日は令和4年4月26日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後所有権移転が予定されております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

引き続き、協議事項に入ります。

「令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見提案について」の協議をします。事務局の説明を求めます。

事務局：本日お配りしております「令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見提案について」を御覧いただきたいと思えます。

まず、この作成までの経過の説明をさせていただきますが、まず6月10日に情報部会を行いました。ここの情報部会では、皆さんに今年の上長への意見提案を出していただいたものをどのように意見書に反映するかというように、いろいろと検討をさせていただきますして、たたき台を作成をさせていただきます。その上で、6月16日に運営委員会で確認、それから、審査といひますか、そういった内容の確認をさせていただきますして、修正すべきところについては修正を行っていきました。そうした中で、原案を整理させていただきますして、その原案を情報部会の皆さんと運営委員の皆さんに内容を御確認いただきますして、言い回しとかそういったようなところにつきまして意見をもらったところで、修正できるところは修正を行ってきております。

そうした中で、まず前文のところにつきましては、会長と私とで作成をさせていただきますしてしております。前文の部分につきましては、まず、古来より農業・農村は農業生産活動を通じ、安全良質で多様な食料を生産供給するとともに、自然環境、景観保全など様々な多面的機能を有している。しかし、養父市では担い手の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、急傾斜農地のり面保全管理、用水路の老朽化、さらには農業機械等購入費、肥料、燃料費の高騰など、食料の安定的生産・供給が脅かされている。これらの多様な課題に対応するため、養父市の持続可能な農業・農村の実現に向け、今こそ総合的な農業戦略を策定し実行すべきであるというように前文を作らせていただいております。

次のページですけども、次のページからは具体的な施策についてなんです、情報部会の中でも意見が出ました、最重要課題とそれから各項目の提案ということで、重要課題ということで分けさせていただきますしてしております。

まずは、最重要課題としまして、養父市農業基本戦略の策定を上げさせていただきますしてしております。令和4年度最重要課題最優先提案、養父市農業基本戦略の策定。日本一農業のしやすい町を掲げているが、具体的にどのような農業を展開するかなど具体策が不明である。農業を行うためにはなりわいとして持続可能性が伴われる。市には総合計画を柱に各種基本計画や基本戦略が存在している。農業に関しても同様に、市として具体的にどのような農産地を目指し、他地域との差別化を図るか、可能な限り具体的な戦略を策定すべきであると考え。その策定された戦略に基づき、新規就農者支援や施設機械導入支援など各種支援策を講じるべきであるというものを最重要課題として提案をさせていただきますして

ただいた上で、次からの重要課題ということで提案をさせていただくという形にさせていただいております。

重要課題につきましての表題としましては、有機農業推進及び農業者経営支援ということで、その大きな説明としましては、有機農業の推進を促進するとともに、燃料や肥料の高騰をはじめ小動物を含めた鳥獣害被害も増加している。また農業機械導入や施設整備も課題である。これらの課題を解決し、農業者経営の支援に向けた施策案として下記の6提案を意見として掲げるという形で、6つの提案というふうにさせていただいております。昨年度も提案の項目は6つ提案をさせていただきました。

その次のページから具体的な提案内容ということになります。情報部会と運営委員の皆さんに確認ということで内容を確認いただいたんですけども、この提案の仕方の中で、まず結論を述べてから理由を述べたほうがいいのではないかという意見もございまして、ちょっと検討もしたんですけども、運営委員会で確認いただいた内容、作り方がそういった内容であったんだと、あともう一つは、参考に兵庫県も県知事に対して意見書を提出されておまして、その内容も、作り方も確認させてもらったんですけども、こういった形の作り方になっていましたので、今日御提案させてもらったような作り方で仕上げをさせていただいております。

まず提案の1としまして、有機農業の推進です。持続可能な食料、農林水産業を構築するため国においてみどりの食料システム戦略が策定された。人と環境にやさしい農業戦略の確立のため、養父市においても次の3点に取り組んでもらいたい。1つ目、有機JAS認証支援、有機農業のあかしとも言える有機JAS認証継続に向けた支援を拡充すべきである。多くの有機食品に対し有機JAS認証取得費用の助成拡充、認証取得に向けた専門家による指導等既存支援策の拡充をお願いしたい。2つ目、有機農産物、有機食品の販売促進。有機農業の販売を促進する支援策として市内直売所の有機食品コーナーの設置支援、市内の小・中学校給食における有機食品の提供促進など、養父市オーガニック給食として有機米、野菜の活用により子供たちの健全な体づくりに寄与していただきたい。3つ目、大屋有機堆肥の活用支援。肥料の高騰に対応するため、おおや堆肥センターの良質な発酵堆肥を使用する有機栽培農家への支援強化をお願いしたいというのが1つ目の有機農業の推進です。

2つ目の提案としまして、小動物も含めた鳥獣害被害対策。鳥獣や小動物被害の対策費は経営上の負担になっており、動物被害の発生は生産意欲の減退となり、強いては耕作放棄地の増加につながっている。近年大動物被害対策は進んでいるが、小動物被害に対応するための網などの取り置き資材にも支援をお願いしたいというのが2つ目。

3つ目は、中心経営体への農業機械導入、施設整備支援。人・農地プランに位置づけられた中心経営体に対し、その経営体が農業機械並びに農業施設を整

援策とすることにより、人・農地プラン策定の促進が期待できる。また、中心経営体の農業経営を改善し、さらなる発展に寄与するべく、生産性、収益性を向上させる最新鋭の農業機械や設備、施設の導入及び整備等の支援を講じていただきたい。

続きまして、提案の4、担い手向けの総合窓口の設置。新規就農者希望者への支援として、市外からの就農者へは各種支援制度の活用が進んでいると見受けられるが、市内新規就農希望者へは十分活用されていない。若手農業者との意見交換時にも提案のあった農業者及び移住者に特化した総合窓口を設置する必要がある。これについては、去年、若手農業者の意見交換のときにも似たような意見を出されたこともございましたので、それも踏まえてこういった提案をさせていただくということです。

提案の5、市特産物の見直し兼販売促進対策。養父市の特産品の増加措置及び生産量増への支援をお願いしたい。また、地産地消の取組として、養父市地産農産物を給食センターで消費できるよう、規格外農産物でも活用できる仕組みを考えていただきたいというのが提案の5。

それから、提案の6につきましては、これは運営委員会でいろいろと検討したときに出た意見ということでございまして、養父市のいろんな農業施策もあるんですが、全ての施策が問題のあるということではなくて、前年実施されたようなよい施策もあるので、そういったようなものは継続をしてほしいという内容の趣旨で提案の6を上げさせていただいたということです。

米価の下落、肥料、燃料費の高騰等により、農業経営が現在も圧迫されている。令和3年度実施された緊急支援策である米生産農家緊急給付金制度等直接的農業経営支援を継続していただきたいということでございます。

そのほかということで、農業委員会活動についてという中で、IT化の促進、農地パトロール、農地利用調整等への活用のためのタブレットの増設に対する支援をお願いしたい。タブレットを導入することで、農地パトロール時に航空写真やGPS機能などを活用し、効率よく作業できる。また、簡単な操作でデータ入力、データの共有ができ、作業時間が短縮できるというような形でまとめさせていただいたということでございます。

今日の協議の中で、多少修正すべき点があれば修正して、最終的に仕上げさせていただいて、7月の中旬ぐらいに市長に持っていきたいというふうに考えておりますが、根本的にちょっと考えないといけないようなところがあるのであれば、もうちょっと時間をかけて直す必要があるというようなところもありますので、その辺。これで、少し字句等を確認した上で提出していいということであれば、この提案内容によりまして7月に提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、皆さんの意見をよろしくお願いしたいと思えます。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。座ったまま失礼します。提案6のタイトルは、直接的農業者経営支援の継続というふうになっているんですけども、中身を見ていますと、米価の下落どうのこうので、3行目は米生産農家緊急給付金制度等というふうに書かれているんで、ぱっと見たら、水稻向けになってしまうので、もし書くんやったら、水稻農家への直接経営、水稻農家向けの農業経営支援というふうに、米農家さんが一番多いので、そういうふうに具体的にしてしまうか、あるいは、農業者といったら野菜もおれば花もおれば畜産もおればたくさんあるので、そこを踏まえて、この文章をもうちょっと、令和3年度に実施された米生産農家給付金制度等を、米農家のみならず他生産農家に対しても同様に、全ての農家が制度を受けられるようにしていただきたいです。米農家へ支援、直接的支援をお願いしたいというふうにするか、あるいは、そうじゃないのにするか、どっちかにしたほうがええかなと思いますけども、ちょっと気になったのはその点です。

事務局： この内容につきましては、急に決まった、しかも年度の途中で急に決まった米生産農家の緊急給付支援というのがいきなり始まって、いきなり始まったんですけども、水稻農家の皆さんにはかなり好評ではありました。そういう好評な制度については引き続き継続してほしいという趣旨でこれを、こういった内容を上げようということになったということですので、表題を水稻農家に対するというようなことはさせてもらってもいいと思うんですけども、野菜農家とか花農家も含めてとなると、ちょっと代案的なものを、まだそういう準備をしておきませんので、すぐこの内容で出さずに、もう一度練り直して、情報部会なり運営委員会で検討した上で出すようなことが必要なのかなと思っておりますので、ただ、この提案6の趣旨としては、養父市でもよい制度があるんだから、それは継続してほしいという趣旨で書かせていただいておりますので、養父市でもあまり、制度をつくってもなかなか実際には当たらないという制度が多いんですが、これについてはほとんどの水稻農家が当たるといって非常にいい制度だったので、そういうものは継続してほしいという趣旨で書かせていただきましたので、ちょっと表題をどうするかというのは、ちょっと修正はさせてもらいたいと思います。で内容的にはこのままの内容を修正して上げさせていただければというふうに思っています。

議長： ほかにほごさいませんか。

(質 疑 な し)

(質 疑 な し)

議 長： それでは、提案6のタイトル等につきましては、もうちょっと工夫するかというような形でつくっていただくと、つくって市長のほうへ提出するということがよろしいですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
それでは、そういうことで市長のほうへ提出をさせていただきます。
以上で、第33回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷垣重俊

署名委員 西谷真一

署名委員 北本健一郎